

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	収納課
委託業務名	領収済通知書・歳入金収納票・収納合計報告表等の歳入金データより「市税システム」向け収納データを作成する電算処理業務
委託業務場所	大津市御陵町
概要	納税者が金融機関の窓口で納付書により納付した収納データを市税システムの消込み用に作成する業務
契約期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
契約年月日	令和4年4月1日
契約金額	月額基本手数料 1ヶ月 20,668円[税抜] データ作成費 1件 6円[税抜]
契約の相手方	[所在地] 大津市浜町1番38号 [名称] 株式会社 滋賀銀行
契約相手方の選定理由	株式会社滋賀銀行は、本市の指定金融機関であり、全国の金融機関等窓口で取り扱われた領収済通知書のデータ化を行っている。そのため、市税の収納データをシステムに反映する消込処理までに市税システム取込データを作成することができる唯一の事業者であることから、当該業者と随意契約を行うもの。
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。